

株式会社ハマノ レンタルボート利用約款

第1章 総則

第1条 (約款の適用)

- 1 当社は、この約款（以下「約款」という。）及び細則の定めるところにより、レンタル用ボート（以下「ボート」という。）を申込人に貸与するものとし、申込人はこれを借り受けるものとします。なお、当約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。
- 2 当社は、約款の趣旨、法令及び一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約に応じた場合には、その特約が約款に優先するものとします。
- 3 申込人は、貸与契約の締結に当たり、申込人と異なる者に貸与船舶の操縦をさせる場合、約款中の操船者の義務と定められた事項をその操船者に周知し、順守させるものとします。

第2章 予約

第2条 (予約の申込)

- 1 申込人は、当社所定の誓約書及びボート利用料金に同意の上、当社所定の方法により、予約の申込を行うことができます。
- 2 当社は、借受人から予約の申し込みがあった時は、原則として当社の保有するボートや当社規定の貸与条件の範囲内で予約に応ずるものとし、当社所定の利用料金を支払うものとします。

第3条 (予約の変更)

申込人は、貸与条件を変更しようとするときは、当社の承諾を受けなければならないものとします。

第4条 (予約の取消等)

- 1 申込人及び当社は、第2条第1項の利用予定日3日前までにボートの貸与契約を締結するものとします。
- 2 申込人及び当社は、当社所定の方法により、申し込みを取り消すことができます。

- 3 申込人の都合により予約を取り消す場合は、別に定める方法で当社所定の予約取消手数料の支払いがあったときは、受領済の予約申込金を申込人に変換するものとします。

第5条（代替サポート）

当社は、前項の場合で、予約のあった条件以外のボートを貸与する事が可能なときは、前条第4項及び第5項に関わらず、借受人に予約と異なる条件のボートの貸与を申し込むことができる者としてします。

第3章 貸与

第6条（貸与契約の締結）

- 1 申込人は、当社は約款・料金表等により貸与条件を確認のうえ、利用申込をする事としてします。
- 2 申込者は、貸与契約の締結にあたり、利用申込書及び誓約書の記載及び操船者の小型船舶操縦免許証の写しを提示します。
- 3 当社は、貸与契約締結後、ボートの貸与前に点検表及び船体外観を確認させ、ボートに整備不良がない事等を相互に確認します。

第7条（貸与拒絶）

- 1 当社は、申込者又は操船者が次の各号のいずれかに該当する場合には、貸与契約の締結を拒絶するとともに、予約を取り消すことができるものとします。
 - （1） 契約時に有効な小型船舶操縦免許を確認できないとき。
 - （2） 操船者が酒気を帯びていると認められているとき。
 - （3） 麻薬、覚せい剤等、違法薬物を所持し、又は使用していると認められるとき。
 - （4） 危険物の持込みが確認されるとき。
 - （5） 指定暴力団等、反社会的組織に属していると認められるとき。
 - （6） 当社職員が不適當だと判断したとき。

第8条（貸与料金）

貸与契約が成立した場合、借受人は当社に対して、当社が定める貸与料金を支払うものとします。

第9条（貸与証明の交付及び貸与証の携行等）

- 1 貸与契約後、貸与証を借受人に交付するものとします。
- 2 借受人又は操船者は、ボートの使用中、貸与証を携行しなければならない。
- 3 仮受人又は操船者は、ボートの返還とともに貸与証を当社に変換するものとします。

第4章 使用

第10条（借受人の責任）

- 1 借受人又は操船者は、ボートの引渡しを受けてから返還するまでの間、善良な管理者の注意をもってボートを使用し、保管するものとする。
- 2 借受人又は操船者は、ボートを使用する際には、法令、約款等当社が提示する使用方法を順守してボートを使用するものとします。

第11条（禁止行為）

- 1 借受人又は操船者は、使用中に次の行為を禁止します。
 - （1） ボートを操船者以外の者に操船させること。
 - （2） ボートを第三者に転貸し、第三者に使用させる等、使用目的以外の使用をすること。又、公序良俗に反するボートの使用をすること。
 - （3） ボートを改造し若しくは改装する等その現状を変更すること。
 - （4） ボート船内への物品の放置、喫煙行為などボートの汚損等
 - （5） その他、貸与契約、貸与条件に違反する行為をすること。

第12条（返還）

- 1 借受人は、ボートを借受時間内に貸与場所にて返還すること。
- 2 借受人は、不可抗力により借受期間内にボートを返還する事ができないときは、直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。

第13条（ボートの確認等）

- 1 借受人は、借受時間を延長したときは、返還時までの延長料金を支払う事とします。
- 2 変換時間終了前の相談及び 承諾なく借受時間を超過した場合、利用料金に加え、超過料金を支払うものとします。

第6章 故障・事故・盗難時の措置

第14条（ボートの故障）

借受人又は操船者は、使用中にボートの異常又は故障を感知したときは、直ちに操船を中止し、連絡するとともに、当社の指示に従うものとする。

第15条（ボートの事故）

- 1 借受人又は操船者は、ボート使用中に事故が発生したときは、直ちに操船を中止し、法令の措置を取り、下記の通り当社へ連絡し、対応を仰ぐこと。
 - （1） 事故発生後、直ちに当社へ連絡し、指示を仰ぐ。
 - （2） 必要な場合は行政機関等、関係機関にすぐに連絡をし、指示を仰ぐ。
 - （3） 相手がいる場合、相手方との交渉については、必ず当社への相談、報告をすること
 - （4） その他、必要な事項については、必ず当社へも連絡をすること。
- 2 借受人又は操船者は、自らの責任において事故の処理・解決をするものとする。

第16条（盗難）

借受人又は操船者は、ボート借受中に盗難が発生した時は、次に定める措置をとるものとする。

- （1） 直ちに警察に通報すること。
- （2） 直ちに当社へ報告し、当社の指示に従う事
- （3） 当社の契約している保険会社の調査に協力し、手続きを行う事。

第17号（貸与継続困難による契約の終了）

- 1 前3条による事情に関わらず、ボートの貸与使用が困難な状況となった場合には、貸与契約は終了するものとする。

- 2 借受人は、前項の事情が発生した場合、ボートの引取り及び修理等に要する費用を負担するものとし、利用料金についても支払うものとする。ただし、故障等が貸与前に存在していた場合は、この限りではない。

第7章 賠償及び補償

第18条（借受人による賠償及び営業補償）

- 1 借受人は、借受人又は操船者が使用中に第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとし、借受人及び操船者に過失が無い場合又は当社の責に帰すべき事由による場合はこの限りではない。
- 2 前項による損害のうち、当社がボートを使用できないことによる損害については料金表等に定めるところによるものとし、借受人はこれを支払うものとし、借受人及び操船者が無過失の場合はこの限りではない。

第19条（保険）

- 1 借受人が約款に基づく賠償責任を負うときは、当社がボートについて締結した損害賠償保険契約により、次の限度内の保険金が給付されます。ただし、その保険約款の免責事由の該当するときは保険金の給付はされません。
- 2 保険金が給付されない損害及び前項の定めにより給付される保険金額を超える損害については、借受人の負担とします。
- 3 当社が前項に定める借受人の負担すべき損害金を支払ったときは、借受人は、直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとし、
- 4 第1項に定める保険金の免責額に相当する損害については、借受人があらかじめ当社に免責補償料を支払ったときは当社の負担とします。ただし、その免責補償料の支払いがない時は借受人の負担とします。

第8章 解除

第20条（貸与契約の解除）

当社は借受人が借付時間中に約款に違反したときは、何らの通知・催告を要せず貸与契約を解除し、直ちにボートの返還を請求する事ができるものとし、この場合であっても貸与時間に相当する貸与料金を請求できるものとし、

第9章 雑則

第21条（消費税）

仮受人は、約款及び細則に基づく取引に課せられる金銭について、消費税を支払うものとしします。

第22条（約款及び細則）

当社は、予告なく約款及び細則を改訂し、又は約款の細則を別に定めることができる者としします。また、約款及び細則を改訂し、又は別に細則を定めたときは、当社の営業店舗及びホームページ上に記載するものとしします。

附則

この約款は、令和4年10月1日から施行する。